資料　2

令和８年度古賀市男女共同参画計画実施状況報告書（令和７年度事業分）　質問事項（各課からの回答）

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	子育て世代へのイベント等の周知方法として、児童センターへのチラシの配架や小中学校での生徒へのチラシ配布もあると思う（既にされていたらご放念ください）。その一方で、主催者側は子連れでイベント等へ参加できる環境を整える必要がある。担当部署や組織体の垣根を越えて協力していくと良いと思う。
	Ⅰ	1	(1)	1	人権センター		
回答	イベント等の周知については、学校や児童センターなどの他担当課と連携し、小中学校へのポスター・チラシの配布や児童センターへの配架を行うとともに、小中学校の保護者向け「学校安心メール」を活用するなど、子育て世代への周知に努めています。なお、学校におけるチラシ配布については、学校現場の負担軽減の観点から、一人一枚の配布ではなく、配架を基本としています。講演会等のイベントは原則託児有としています。ご意見を参考に、例えば、子育て世代対象のイベントであれば、乳幼児の保護者と乳幼児のためのつどいの広場でんでんむしや児童センター等の親子遊び等の参加者に直接周知をしていただく等を検討したいと考えます。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	小学校での講座（ｐ3）に関するアンケートの「実施後」は実施直後に行ったのでしょうか？「実施前」の回答ではLGBTQ+について7割以上が「聞いたことがない」となっていますが、多くの児童は副読本を読んでいないということでしょうか…。
	Ⅰ	1	(1)	2	人権センター		
回答	アンケートの「実施後」は、授業終了後に実施したものです。また、「いのちのノート」は、事前に内容を読んで予習する教材ではなく、授業の中で活用する実践形式の教材です。例えば、小学6年生では「いろいろな性について知ろう」をテーマに、NHK for Schoolの動画を視聴した後、動画の登場人物はどのような悩みを抱えていたか、私たちが大切にすべきことは何かなどを考え、記入するワークシート形式となっています。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	p.11の講座は、もっと詳しく内容が記されていないと評価ができないです。
	Ⅰ	1	(2)	5	生涯学習推進課		
回答	メディア講座では、ゲームやスマートフォンとの適切な付き合い方や生活習慣の改善に加え、SNS上でのいじめやトラブル、文字だけのやり取りでは相手に意図が正しく伝わらず、受け止め方の違いによって相手を傷つけてしまうことがあることなどについて学びます。こうした学びを通して、相手の立場や感じ方を尊重する姿勢を育むことは、様々な人権課題について考える基礎となるものと考えています。本講座は、社会教育の側面からジェンダー平等を含む多様な人権課題についても、児童・生徒・保護者が共に学べる貴重な機会となっています。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	どこで実施されたのか記載がありません。幼稚園と保育園、公立と民間の全てで一律に実施できているのでしょうか。
	Ⅰ	2	(1)	6	子ども家庭センター（保育所）		
回答	公立保育所である鹿部保育所の実施状況を記載しています。民間保育所や幼稚園については、それぞれの設置者の教育・保育方針に基づき運営されており、本報告書では公立保育所の取組を掲載しています。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	幼児に対してどのようなジェンダー平等教育が実施されているのかが不明です。 人権教育のみの記載にとどまっていると思います。
	Ⅰ	2	(2)	8	子ども家庭センター（保育所）		
回答	劇遊びでは、「大きな動物は男の子、小さな動物は女の子」といった先入観にとらわれず、演じたい役に子ども自身が手を挙げて選べるようにしています。また、お人形遊びやドレス遊びなども性別で分けることなく、子ども一人ひとりが興味や関心に応じて自由に遊びを選択できる環境づくりを行っています。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	保護者に対してどのようなジェンダー平等教育が実施されているのかが不明です。 人権教育のみの記載にとどまっていると思います。
	Ⅰ	2	(2)	8	子ども家庭センター（保育所）		
回答	劇遊びや遊びコーナーなど、子どもたちが性別にとらわれず自由に活動している様子を、毎月のおたよりや日々の連絡帳、保護者連絡アプリ「ルクミー」等を通じて保護者へ発信しています。日々の保育の様子を共有することで、家庭においても子どもの個性や主体性を尊重する保育の考え方を伝えています。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	PTCAとは何なのかがわかりにくかった。
	Ⅰ	2	(2)	8	生涯学習推進課		
回答	PTCAとは、一般に、保護者（Parent）、教職員（Teacher）、地域（Community）が、家庭・学校・地域それぞれの立場から、子どもたちの教育や成長に関わり、連携して支えていく考え方であると認識しています。 今回掲載している事業は、いわゆるPTCAの組織と連携して実施したものではありませんが、保護者と子どもが一緒に家事等を学び、家事シェアなど家庭におけるジェンダー平等について考える機会を提供するとともに、講座の内容に応じて、地域で活動する方や民間企業、庁内関係課など、様々な立場の方々と関わりながら実施しています。 こうした取組の対象や内容、様々な立場の方々との関わりを総合し、計画に掲げる具体的施策の中で趣旨が最も近いものとして掲載しています。実施状況報告書では、計画に記載している具体的施策を参考に、各課が令和7年度に実施した取組のうち、趣旨が最も合致する事業を掲載しているため、計画上の事業内容と実際の取組が完全に一致しない場合があります。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	保育士に対してどのようなジェンダー平等教育が実施されているのかが不明です。 人権教育のみの記載にとどまっていると思います。
	Ⅰ	2	(3)	11	子ども家庭センター（保育所）		
回答	担当保育士だけの考え方に偏ることがないよう、日頃から保育内容について職員同士で話し合いや意見交換を重ねています。その中で、劇遊びの配役や遊びの環境づくりについても様々な意見が出され、子どもが性別にとらわれず、自分の意思で役や遊びを選べるよう工夫するなど、保育の改善につなげています。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	具体的施策15で求めているのは「役職者」なので、役員の男女比も知らせてほしい。「長」の前段階の役員に女性の比率を高めることが必要です。
	Ⅱ	1	(2)	15	まちづくり推進課		
回答	自治会ごとに、意思決定の場に参加する役員や役員の構成が異なることから、市が委嘱している自治会長（行政区長）及び隣組長（行政隣組長）の女性数を把握しています。なお、自治会役員については、各自治会において選任されており、自治会ごとに役員として位置付ける役職も異なるため、市として一律に男女比等の構成を把握することは難しい状況です。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	【成果・評価】の役員の構成比率の合計が100%を超えている。誤りではないか。
	Ⅱ	1	(2)	15	文化課		
回答	ご指摘のとおりです。主な事業内容及び【成果・評価】の女性比率（43.8%）に訂正させていただきます。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	（計画の成果指標）市職員の男性育休取得率が低かったことについて、取得しなかった（できなかった）理由をヒアリングすることは可能でしょうか。
	Ⅱ	1	(3)	18	人事秘書課		
回答	本計画の成果指標は、古賀市特定事業主行動計画の実績報告と同様に、暦年（1月～12月）の育児休業取得率を掲載しています。令和7年は、10月・11月に子が出生した職員について、年内は業務調整等により育児休業を取得できなかったことから、暦年での取得率が100%に至りませんでした。 一方、対象職員全員の取得を目標に取り組んでおり、令和7年度（4月～翌3月）では対象職員9名全員が育児休業を取得し、取得率は100%となっています。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	入札参加資格申請時の「男女共同参画推進状況」に関する調査の結果は入札から落札に影響しない旨を明確に伝えておられることを願う（伝えておられたらご放念ください）。
	Ⅱ	2	(1)	20	人権センター		
回答	ご指摘のとおり、入札参加資格申請時に実施している「男女共同参画推進状況」に関する調査は、入札参加資格や落札者の決定に影響するものではありません。これまで事業者から本件に関する問い合わせ等はありませんでしたが、誤解を招かないよう、令和9・10年度入札参加資格申請の募集時から、管財課に依頼し、ホームページにおいてその旨を明記する予定です。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	・ハーブティーの講座に参加することが、「社会参加や再就職に対する関心の高さ」と繋がっているというのが理解できなかった。 ・再就職支援に特化した事業の報告が必要では。「心と体をリセット」ではターゲットが異なるかと思います。中高年の関心を引くかもしれませんが。
	Ⅱ	2	(2)	21	人権センター		
回答	本事業は、女性活躍推進の観点から、心身をリフレッシュし、日々の生活や仕事への活力を養うことが、ひいては社会参加へのきっかけにつながることを目的として企画しました。一方、実施の結果、参加者は幅広い年代にわたり、健康づくりやセルフケアへの関心を目的とした参加が多く見られました。今後は、事業の目的と内容がより明確につながるよう企画段階から工夫するとともに、事業内容に応じた適切な具体的施策への位置付けを行ってまいります。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	子育てと両立しながら働くことを希望する人に対して、具体的どのような取り組みをしているのか分かるように記載して頂きたいです。
	Ⅱ	2	(2)	21	商工政策課		
回答	下記のとおり修正いたします。 市無料職業紹介所において、子育てや家庭の状況を聞き取った上で、求人情報の提供や就労相談を行い、女性の就労につなげるとともに、県などが主催する女性の就職セミナーや相談会等のポスター掲示、チラシ配布等を実施し、情報提供を行いました。 また、県と共催で実施した「女性の就職サポートセミナー」では、女性の再就職をテーマとし、４名の方が参加しました。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	女性の起業支援については、県と連携してセミナー開催とのことだが、参加者の内、古賀市の女性参加があったか教えて欲しい。古賀市では、過去、女性起業支援として、「コガジョ」があったと記憶してますが、できたら、また古賀市独自で女性の起業支援を検討して欲しい。
	Ⅱ	2	(2)	23	商工政策課		
回答	よろず支援R7実績で古賀市の女性参加者は９名です。起業を目指す方々が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できる環境を整えることが、本市の産業振興においても極めて重要であると認識しております。本市で実施している創業支援施策につきましては、特定の属性に限定することなく、すべての市民の皆様に対して公平に門戸を開いておるところです。そのため、現時点では性別を限定した独自の創業支援制度の導入は予定しておりませんが、今後も引き続き、すべての方々が等しく相談しやすく、創業の夢を実現できるような体制の充実に努めてまいる所存です。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	講座への参加者が女性に偏っていたことを是としているのか否としているのかがわかりにくかった。男女共同参画事業では女性の支援に焦点が当たりがちだが、本当に必要な人に支援が届いたのであれば、男性/女性は気にしなくてよいと思う。
	Ⅱ	3	(1)	26	生涯学習推進課		
回答	家事技術や知識を学ぶきっかけを提供することを目的として実施しているため、参加者が女性に偏っていたことのみをもって事業が十分な成果を上げていないとは考えていません。一方で、男女共同参画の視点からは、性別にかかわらず家事に関心を持ち、学ぶ機会が広がることも大切であると考えており、今後も男女ともに参加しやすい講座づくりに努めます。 なお、大変申し訳ございませんが、下記の事業について実施状況報告書への記載漏れがございました。 男性や子どもが家事に親しむきっかけづくりとして、人権センターとの共催により、リーパスカレッジにおいて次の講座も実施しておりますので、あわせて追記いたします。 【パパ（グランパ）とキッズでお洗濯とクッキング～子どももできる！家族みんなで家事シェア～（全2回）】 第1回「お洗濯」 令和7年7月30日（水）10:00～12:00 参加者：子ども7人・大人6人 第2回「クッキング」 令和7年8月3日（日）10:00～12:00 参加者：子ども10人・大人8人 ※各回とも、父親（祖父）の急な都合により、母親が参加された家庭が1組程度ありました。 本講座では、人権センターと連携し、父親（祖父）と子どもが一緒に家事を体験する機会を設けることで、家庭における家事分担や家族で協力することの大切さについて考えるきっかけづくりを行いました。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	子育て応援サポーターとは、どんな資格があり、どんな活動をしているのか教えてください。
	Ⅲ	1	(1)	35	子ども家庭センター		
回答	子育て応援サポーターは、市が養成講座を修了した市民を委嘱するボランティアです。特別な国家資格や民間資格は必要なく、子育てに関心や熱意のある市民が、市の養成講座を受講・修了した後、市長から委嘱を受けて活動します。 主な活動は、市の母子保健事業や子育て支援事業の補助で、乳幼児健診の案内配布や子育て情報の提供、4か月・10か月健診や健康相談での身体測定・介助、ブックスタートや1歳誕生広場などの子育て支援事業への協力を行っています。 地域の子育て家庭に寄り添いながら、市と家庭をつなぐ身近な支援者として活動していただいています。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	学童の利用状況について、年度末に向けて減少している理由は把握されているでしょうか。
	Ⅲ	1	(1)	35	青少年育成課		
回答	学童保育所の利用登録は、毎年度、年度当初から夏休みにかけて増加し、その後徐々に減少していく傾向があります。新年度の学校生活に慣れるまで様子を見る家庭や、夏休み中の利用を見込んで登録を継続する家庭が多く、夏休み終了後、お子さんが一人でも過ごせると判断された時点で退所を決める家庭が一定数あることが、その一因と考えています。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	ひとり親サポートセンターとは、どんな活動をしているのですか？
	Ⅲ	1	(3)	39	子ども家庭センター		
回答	ひとり親サポートセンターは、ひとり親家庭や寡婦の方、また離婚を考えている方を対象に、自立に向けた支援を行う福岡県の相談窓口です。主な支援内容は、就業相談や求人情報の提供、ハローワークと連携した就職支援、一人ひとりの状況に応じた自立支援プログラムの作成、パソコンや医療事務などの資格取得・スキルアップ講習会の実施、養育費相談や弁護士による法律相談などです。就職後のフォローも含め、継続的な支援を行っています。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	11月は「児童虐待防止推進月間」だそうだが、大人のDVに対応する月間は他にあるのか。もしなくて、この11月にそれも含まれるなら、その事も月間の名目に加えて欲しい。もう1つのぼり旗を追加してでもやって頂きたいです。
	Ⅳ	1	(1)	47	人権センター		
回答	11月には、児童虐待防止の取組とは別に、11月12日から25日まで「女性に対する暴力をなくす運動」の期間が設けられており、DV防止もこの運動の対象となっています。古賀市では、11月の「児童虐待防止推進月間」と「女性に対する暴力をなくす運動」の時期が重なることから、人権センターと子ども家庭センターが連携し、児童虐待防止とDV防止をあわせて啓発しています。 具体的には、市役所及びサンコスモ古賀において、DV防止に関する広報記事を拡大したパネルやパープルリボンツリーと、児童虐待防止に関する啓発パネルを同じ会場に展示するとともに、それぞれの啓発に関するのぼり旗や横断幕を設置しています。今後も、それぞれの取組を分かりやすく周知しながら、関係課が連携して啓発に取り組んでまいります。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	校長に対する情報提供や全小中学校でのハラスメント研修には、「教職員による児童生徒性暴力等防止法」（2023年施行）について、言及されたのでしょうか
	Ⅳ	1	(2)	50	学校教育課		
回答	福岡県教育委員会教育長から「綱紀の厳正な保持について」の通知を受け、学校長には、これを参考に指導していただきますよう通知しています。 また６月校長会でも同通知を用い、性暴力の防止等について説明及び周知しております。						

	基本目標	基本方向	基本施策	NO	担当課	質問	中高生対象の望まない妊娠対策や相談窓口の情報提供はされましたか。女性支援新法の一環としても求められると思います。市での対応が難しいとしても、福岡県の相談窓口の紹介はできると思います。
	Ⅳ	Ⅰ	(2)	51	子ども家庭センター		
回答	子ども家庭センターでは、ホームページに「性暴力被害者支援センター・ふくおか」や「福岡県性暴力加害者相談窓口」を掲載していますが、中高生に特化した周知は行っていません。一方学校では、福岡女学院看護大学と連携した性教育講演会を実施し、相談することの大切さを伝え、信頼できる大人、先生への相談しやすい環境を整えています。 さらに、夏休み前には学校だよりに電話やLINEによる各種相談窓口一覧を掲載し配布しているほか、校内には性に関する相談窓口のポスターを掲示し、児童生徒が必要なときに相談先を確認できる環境を整えています。 加えて、3年に1回、「性暴力対策アドバイザー事業」を活用した講演会を全学年を対象に実施し、性暴力の防止や相談の重要性について学ぶ機会を設けています。 今後は、人権センター、子ども家庭センター及び学校教育課等が連携し、若年層への相談窓口の周知について検討してまいります。						

	全体	質問	○事務局からみた令和7年度事業を終えての 進捗状況の評価及び課題を教えて欲しい。又、当計画を達成するためには、市役所内の推進体制が機能することが大事と考えます。担当におかれましては、上司指示の「やらされ感」、前年度のコピペしての記載等が無いことを願います。また、職員として、「古賀市男女平等をめざす基本条例」の 理念を理解した上で、事業の推進をお願いしたい。
回答	令和7年度事業については、各基本目標に基づき、庁内各課において様々な取組が実施され、全体として計画に沿った取組が進められていると考えています。 一方、男女共同参画の推進は、人権センターのみが担うものではなく、各担当課がそれぞれの業務の中で男女共同参画やジェンダー平等の視点を持つことが重要です。事業本来の目的が男女共同参画そのものでなくても、その目的を達成するための企画や実施方法を考える際に、男女共同参画計画に掲げる様々な視点を取り入れることで、事業本来の成果に加え、男女共同参画の推進にもつながるものと考えています。 実施状況報告については、担当課から提出された内容と計画の趣旨に大きなずれがある場合などには、確認や協議を行っています。一方で、対象となる事業が多岐にわたる中、全ての事業について十分な確認ができているとは言えません。また、「男女共同参画は自課の業務とは直接関係がない」と捉えるのではなく、それぞれの事業の中にも男女共同参画計画に掲げる視点を生かせる場面があるという考え方を、全庁的に共有していくことが課題であると考えています。 今後は、審議会からいただいた意見や助言について、市長への提出後、早い段階で庁内の電子掲示板等を通じて各担当課へ共有し、今年度後半の事業や次年度の事業を企画・実施する際に、男女共同参画やジェンダー平等の視点を生かせるところがないかを考えるきっかけとしていきます。 さらに、実施状況報告書の作成を依頼する際には、事前に共有した審議会からの意見や助言を改めて示し、自らの事業を男女共同参画計画の視点から振り返ってもらうとともに、記入例についても、事業本来の目的と男女共同参画の視点との関わりが伝わるものとなるよう工夫していきます。こうした取組を重ねることで、男女共同参画を人権センターだけの取組とするのではなく、それぞれの担当課が自らの業務にも関わるものとして捉える意識の浸透を図っていきたいと考えています。		